

労働安全衛生法に基づく安全管理者を選任しなければならないのは、

林業	鉱業
建設業	運送業
清掃業	製造業(物の加工業を含む。)
電気業	ガス業
熱供給業	水道業
通信業	各種商品卸売業
家具・建具・じゅう器等卸売業	各種商品小売業
家具・建具・じゅう器小売業	燃料小売業
旅館業	ゴルフ場業
自動車整備業	機械修理業

で、常時使用する労働者の数が50人以上の事業場です。

そして、この中の各種商品小売業には、総合スーパーや百貨店などが含まれ、各種商品卸売業には、総合商社などが含まれます。

また、平成26年3月28日付け厚生労働省労働基準局長通達「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」により、安全管理者の選任義務がある業種以外の業種の常時10人以上の労働者を使用する事業場についても、「安全推進者」の配置が求められ、特に常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全管理者の資格を有する者等を配置することが望ましいとされています。

さらに、

小売業（もともと安全管理者選任義務のある上記業種を除く。）
社会福祉施設
飲食店

については、このガイドラインにおいて特に重点的に取り組むべき業種とされました。